

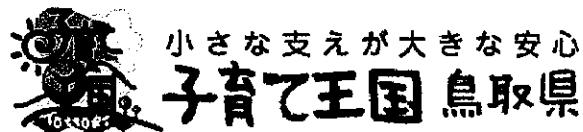
平成16年12月 2日 策定
平成20年 2月 7日 改訂
平成22年12月21日 第二次改訂
平成28年 3月24日 第三次改訂

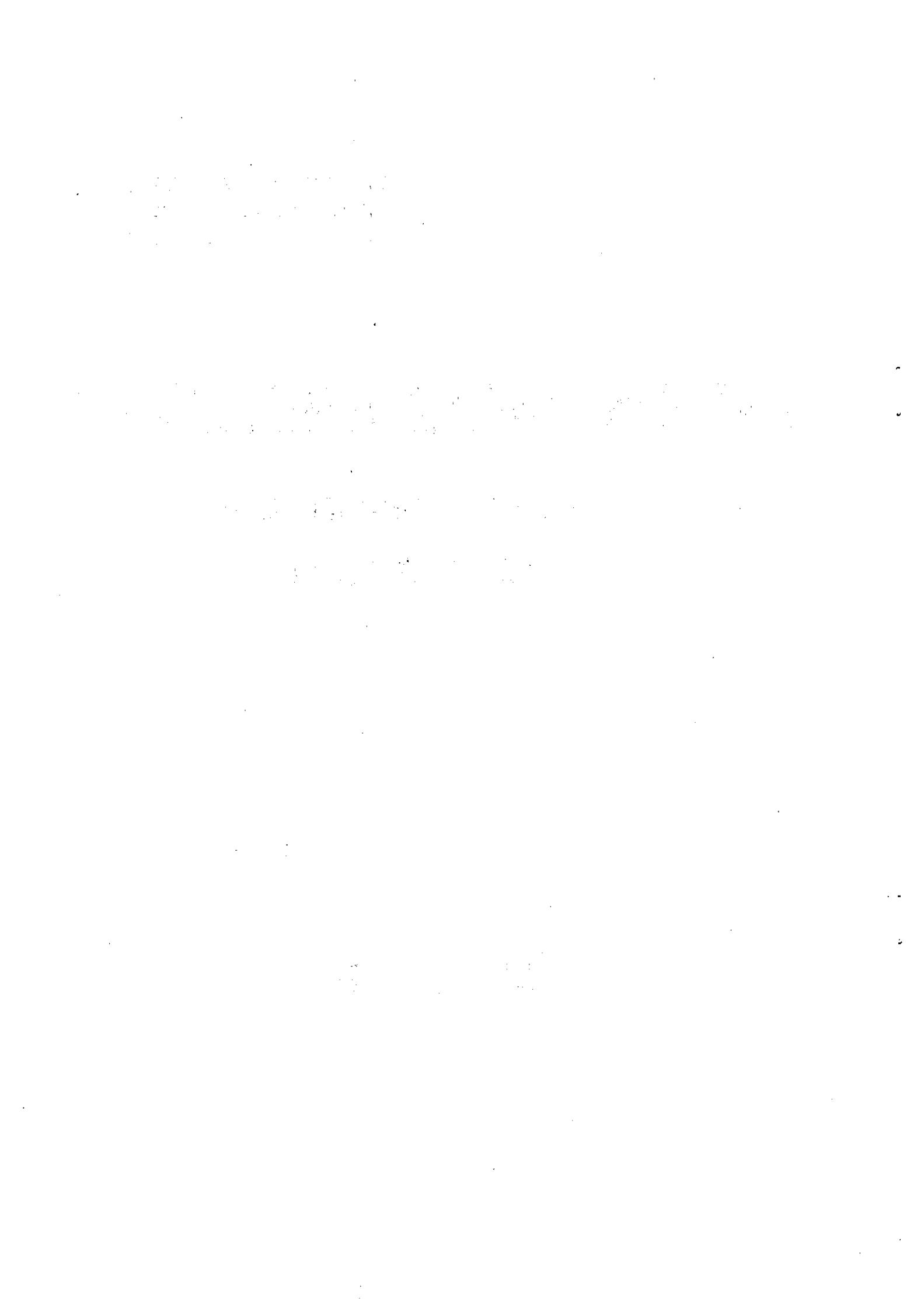
鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

～暴力のない社会を目指して～

<第三次改訂版>

鳥 取 県





目 次

I はじめに	1
II 計画の性格と役割	2
III 計画の期間	2
IV 基本理念（計画策定の視点）	2
V DV被害者支援の流れ（関係機関の関わり）	3
VI 計画の体系	4
1 暴力を許さない社会づくり	7
(1) 暴力を許さない社会を実現するための推進体制の整備	7
(2) 暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発	8
(3) 被害者への適切な対応を行うための研修体制の充実	10
2 安心して相談できる体制づくり	12
(1) 配偶者暴力相談支援センターの強化	12
(2) 市町村等地域における相談体制の強化	13
(3) 外国人、障がい者等への配慮	15
(4) 加害者更生	16
3 安全な保護体制づくり	17
(1) 被害者への緊急保護支援	17
(2) 一時保護施設の充実	17
(3) 一時保護施設と関係機関との連携促進	18
(4) 保護対象の拡充	19
4 被害者の自立支援体制づくり	21
(1) 被害者の自立支援	21
(2) 子どもの心のケア、発達保障	23
5 苦情解決体制づくり	25
(1) 相談機関における体制整備	25
(2) 一時保護施設における体制整備	25
6 民間支援団体等支援体制づくり	27
(1) 民間支援団体等への支援	27
(2) 民間支援団体等との連携と協働	28
VII 今後の（制度上の）課題	29

【資料編】

1 DV関係統計資料	32
2 国及び鳥取県のDV対策の取組年表	36
3 鳥取県のDV相談窓口	38
4 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第三次改訂の経過	40
5 用語解説	41

注) DV(ドメスティックバイオレンス)とは

配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はそのような関係にあった人から振るわれる暴力であり、それを利用して相手を支配すること。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)では、以下の暴力被害者を対象としている。(被害者の性別は問わない)

- ①配偶者(事実婚、元配偶者も含む。)からの暴力被害者
- ②生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係(元交際相手も含む。)にある者からの暴力被害者

鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

I はじめに

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が平成14年4月から全面施行され、国及び地方公共団体には配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務があることが法律で明示された。

これにより、長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた家庭内暴力が、犯罪であり、重大な人権侵害であると位置づけられ、被害者への救済・支援の道筋がつけられた。

また、平成16年にDV防止法が改正され、配偶者からの暴力に「心身に有害な影響を及ぼす言動」が加わり、被害者の子ども及び元配偶者が保護命令の対象となるなどの改善が図られるとともに、配偶者からの暴力被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確化された。これを受け、本県では同年12月に全国に先駆け「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」（以下「DV防止・被害者支援計画」という。）を策定するとともに、配偶者、親、兄弟、恋人等からの暴力被害者の実態に即した施策を全県的に実施してきた。

その後、平成19年にDV防止法が改正され、平成20年1月から施行されたことにより、保護命令制度の拡充や、市町村の責務の拡充（市町村基本計画策定の努力義務化等）、配偶者暴力相談支援センターの業務の拡大などが図られた。

また、平成19年12月でDV防止・被害者支援計画期間の3年間が終了することから、平成20年2月にDV防止法の改正内容を盛り込んだ上でDV防止・被害者支援計画を改訂し、引き続きDV被害者の実態に即した施策を全県的に実施した。この結果、一時保護解除後の自立を支援するための民間基金の設立、一時保護に関する苦情を受け付ける第三者機関の運用開始等、新たな制度として大きく前進した項目もあった。

さらに、平成23年1月には、平成20年に改訂したDV防止・被害者支援計画期間の3年間が終了するため、DV防止・被害者支援計画の第二次改訂を行った。この改訂によって若年者や地域住民への配偶者や交際相手からの暴力防止に関する学習の推進を行うとともに、一時保護中の同伴児童の学習支援を新たに制度として設けるなど、より充実した未然防止及び被害者支援のための制度拡充を図った。

その後、平成25年にDV防止法が改正され、平成26年1月から施行されたことにより、配偶者からの暴力に加え、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力もDV防止法の対象となり、配偶者からの暴力被害者と同様に、一時保護や保護命令の対象となった。さらに、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正された。

この間県内のDV相談件数は、DV防止法施行前の平成13年度には148件であったものが、施行後は14年度の379件をはじめ増加傾向にあり、23年度には1,000件を超えた。しかし、その後は減少傾向にあり、26年度は863件となっている。また、一時保護の利用者は平成13年度の28人から14年度は92人、15年度は131人と大幅に増加したが、15年度をピークに16年度以降は100人未満で推移しており、26年度は38件となっている。しかしながら、まだまだ支援を求めることがない人がいることも想定される。

このたび、現在のDV防止・被害者支援計画の期間である5年間が終了するに当たり、今までの取組の状況を評価・総括し、課題を整理しながら、関係機関等の意見を聴いて今後必要な取組を盛り込んで計画を改訂することにした。改訂した計画に基づく諸施策を推進することを通じて、男性女性の区別なく人権擁護に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現を目指すことにより、DV防止法に規定される配偶者からの暴力及び生活の本拠を共にする交際する関係にある相手からの暴力（以下、「DV」という。）のみならず、本県が先進的に取り組んできた親、兄弟、恋人等からの暴力を含め、これらを許さない体制の整備を図るとともに、被害者の支援体制の充実に努めていきたいと考える。

II 計画の性格と役割

- 1 この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画として位置づけるとともに、「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」、「鳥取県人権施策基本方針」及び「鳥取県男女共同参画計画」等の関連計画と整合性を持たせることとする。
- 2 県及び市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施する。
- 3 被害者の相談・保護・支援等に職務上関係のある者及び民間の支援団体は、この計画の趣旨に沿った取組を積極的に、相互に連携して行う。
- 4 県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求める。

III 計画の期間

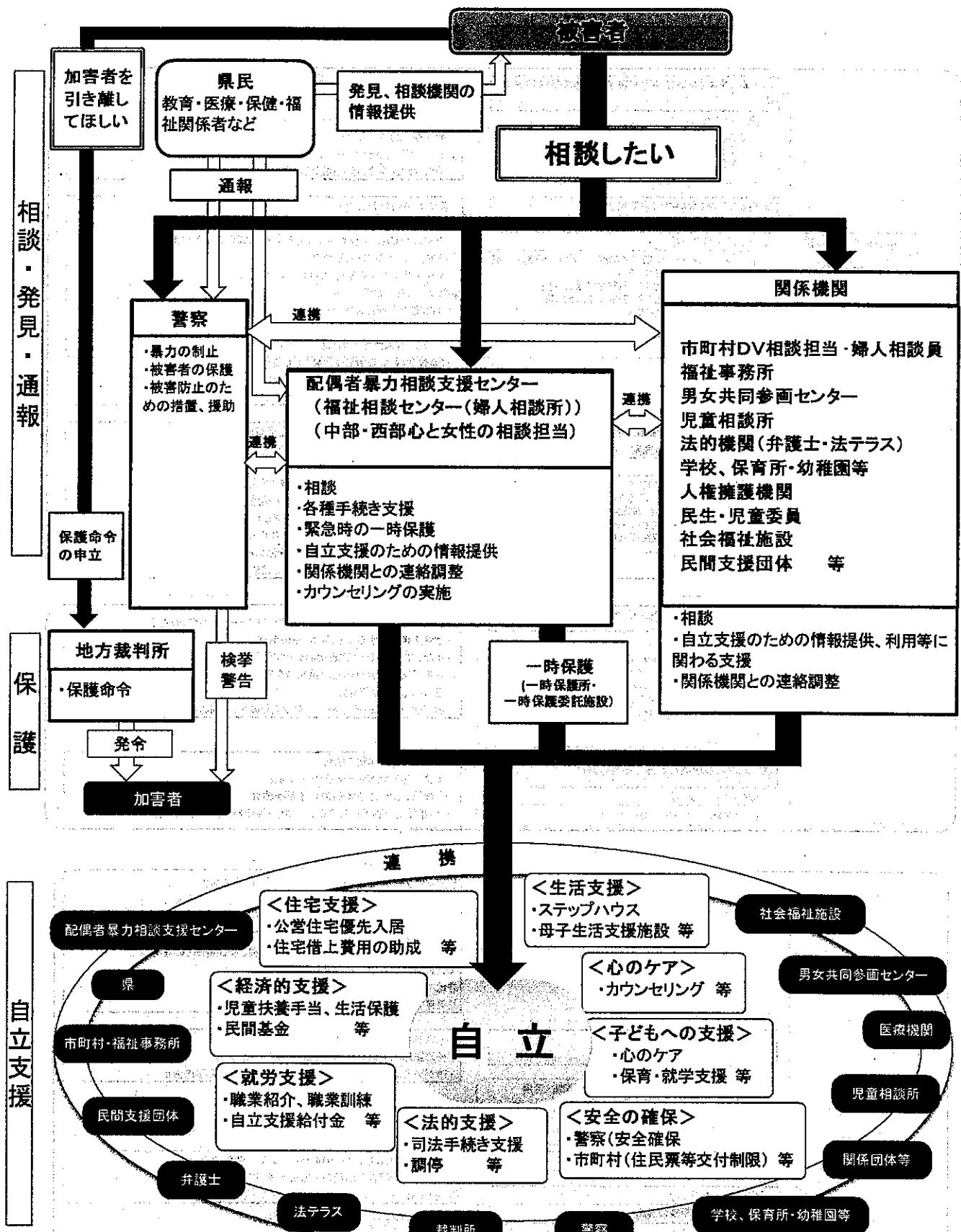
計画の期間は、現在のDV防止・被害者支援計画の終了時から5年間とする。（平成28年4月から平成33年3月）

ただし、国が策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととする。

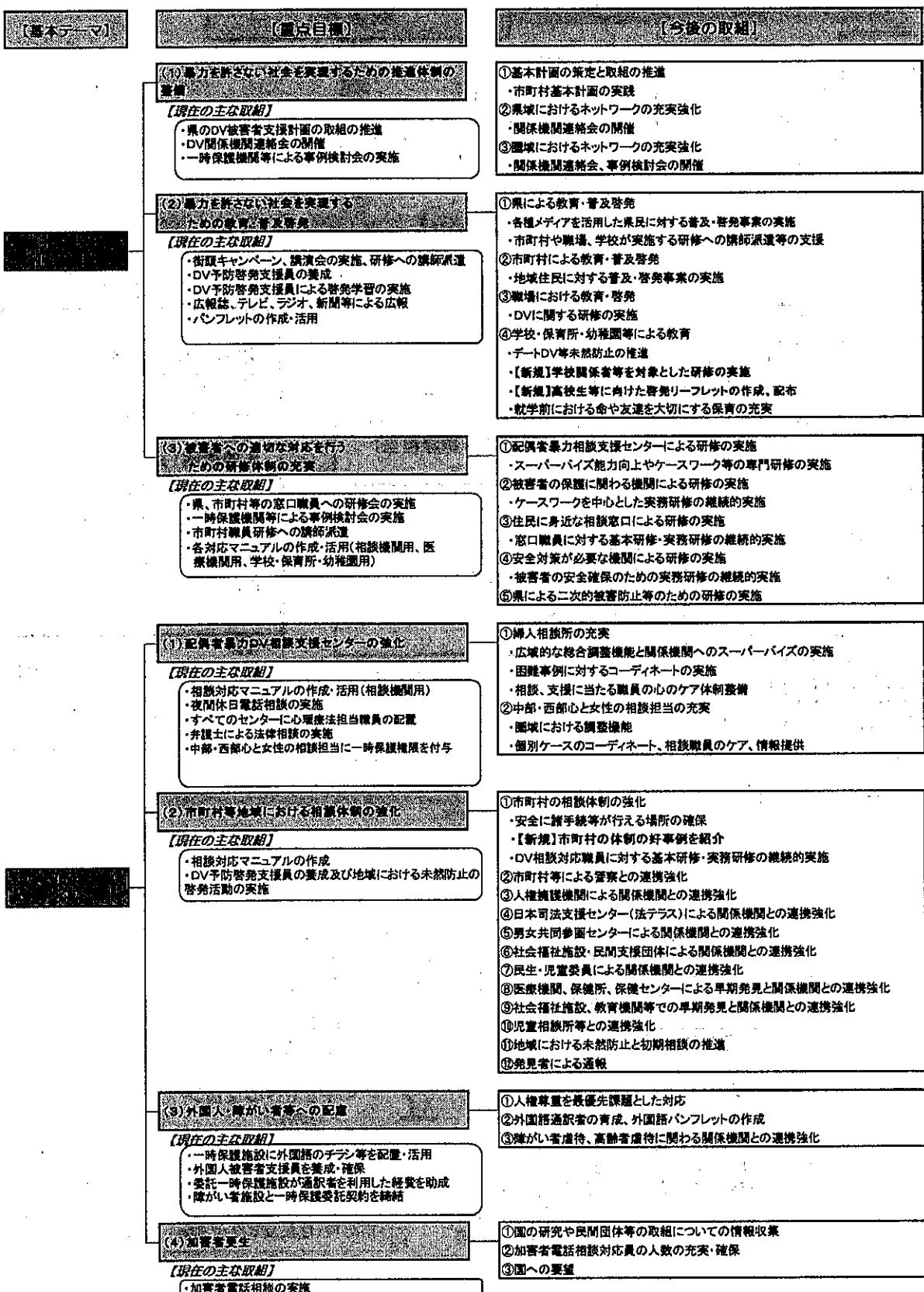
IV 基本理念（計画策定の視点）

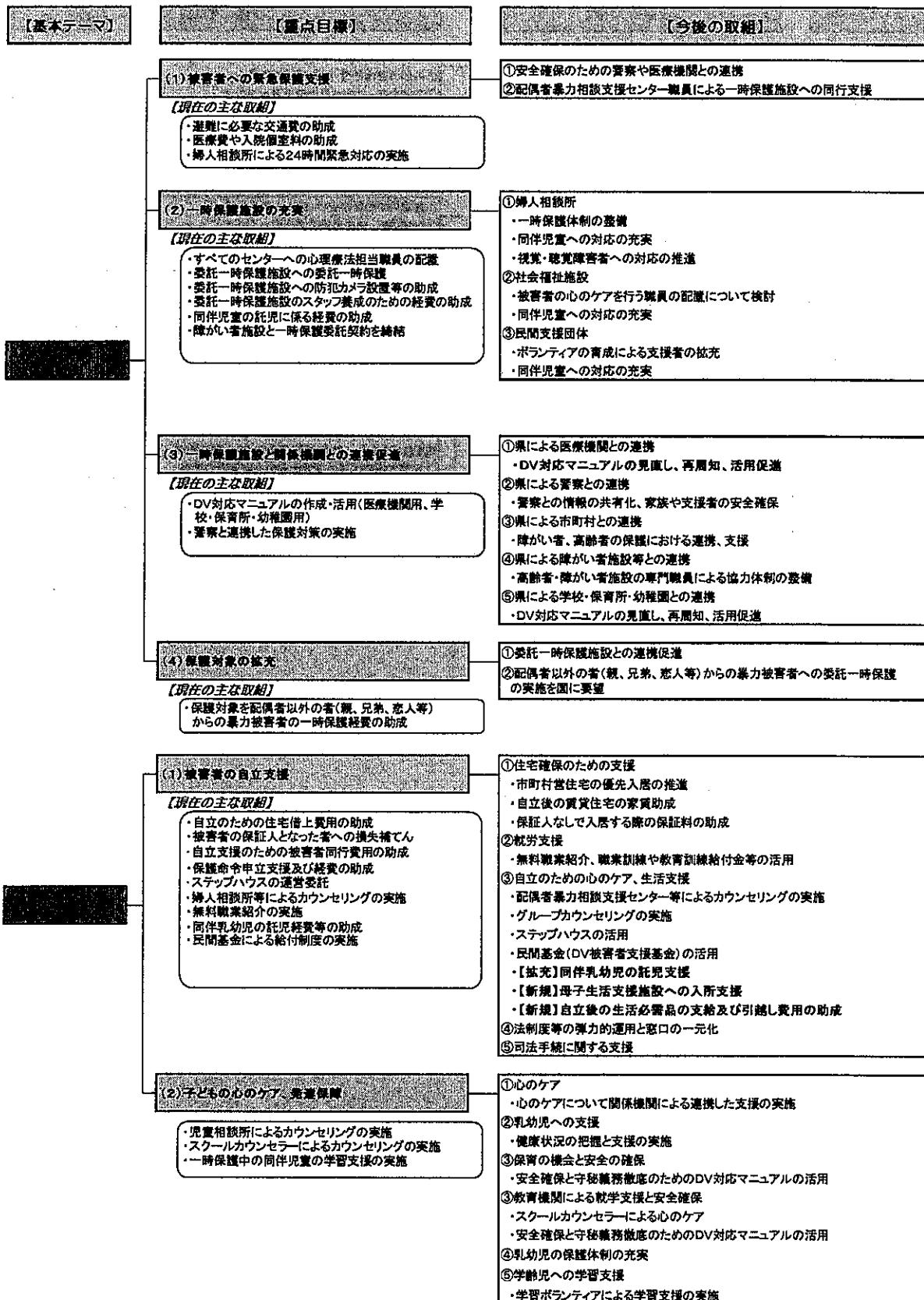
- 1 DVは家庭内で起こる単なる暴力ではなく、重大な人権侵害であると同時に犯罪であること。
- 2 直接DVを受けた被害者のみならず、その家庭の子どもや親族も被害者となること。
- 3 被害者は、国籍、年齢、障がいの有無等にかかわらず、同じ水準の支援を受ける権利があること。
- 4 被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、平穏な生活を送る権利があること。
- 5 関係者は、被害者が本来持っている力を信頼し、被害者の意思を尊重しながらその回復を支えることを基本とすること。
- 6 暴力を防止し、被害者を支援することは行政の責務であること。
- 7 総合的施策を進めるに当たっては、県、市町村等の関係機関、民間団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること。

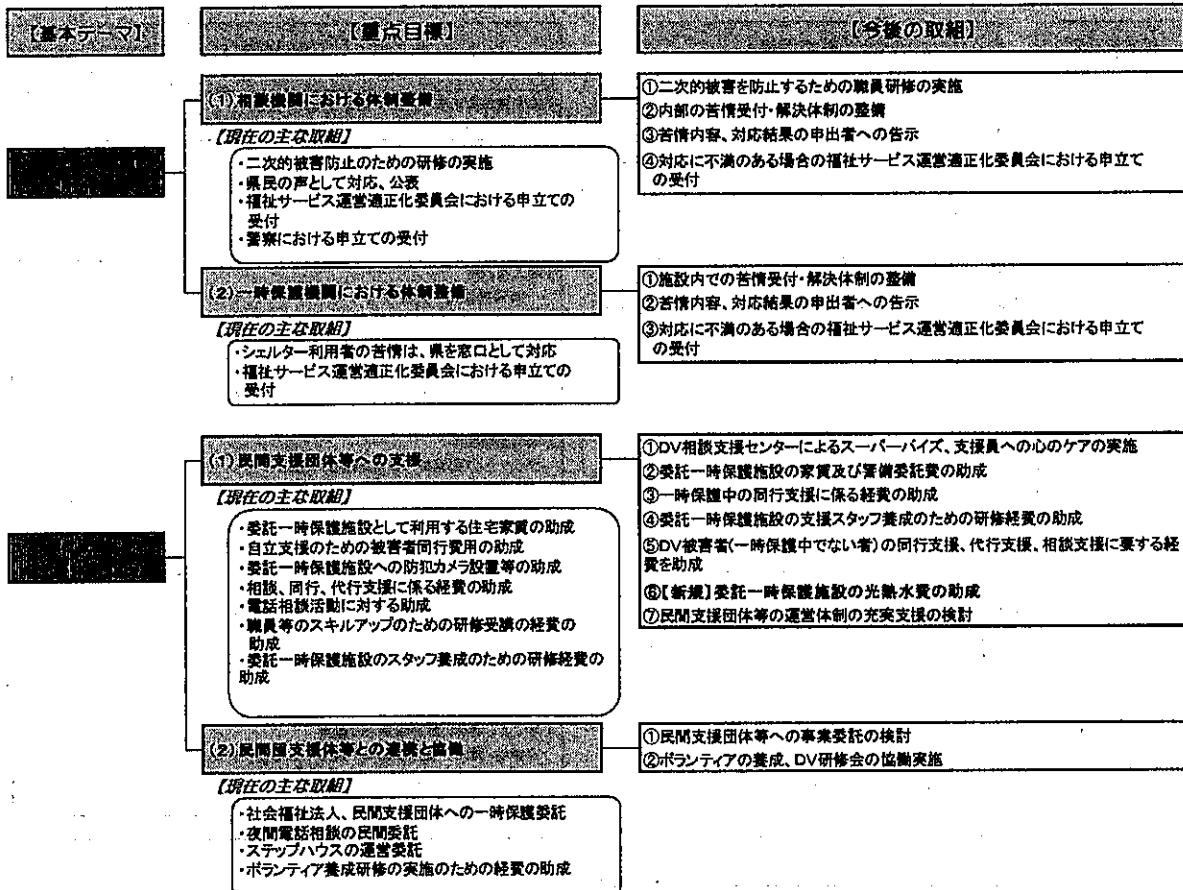
V DV被害者支援の流れ(関係機関の関わり)



VI 計画の体系







基本テーマ1 暴力を許さない社会づくり

重点目標① 暴力を許さない社会を実現するための推進体制の整備

【現状と課題】

本県では、平成12年度に「女性に対する暴力防止関係機関連絡会」（平成20年度からは、さらに対象を女性以外にも広げるなど発展させ、「配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会」として活動している。）を発足させ、各機関の取組状況や認識を相互に知り、課題を共有してきた。また、平成16年12月には、関係機関等との連携や被害者支援施策を盛り込んだ「DV防止・被害者支援計画」を全国に先駆けて策定した（平成20年2月に改訂、平成22年12月に第二次改訂）。各圏域においては、配偶者暴力相談支援センター（注）（婦人相談所、中部・西部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当（以下「中部・西部心と女性の相談担当」という。））が中心となり、関係機関に対し定期的な研修や情報交換等を実施し、連携を図りながら組織的に被害者支援を行っている。

今後も、関係機関連絡会や事例検討会等を通じ、全県及び各圏域ごとの関係機関のネットワークの強化に努める。

また、平成19年のDV防止法の改正により、市町村においては、被害者に対する自立支援の充実や取組の一層の促進を図るため、基本計画の作成を行うことが努力義務化されており、すべての市町村が基本計画を策定している。

◇現在の主な取組

- ・ 県のDV防止・被害者支援計画の取組の推進
- ・ 関係機関連絡会（全県、圏域ごと）の開催
- ・ 相談、一時保護機関等による事例検討会の実施

【今後の取組】

① 基本計画の策定と取組の推進

- ・ 県は、DV防止・被害者支援計画の取組を推進する。
- ・ 市町村は、DVの防止と被害者支援施策の充実のため、県の支援計画を勘案し、地域の実情や既存計画等の策定状況を踏まえ、市町村基本計画の実践に努める。
- ・ 県は、市町村基本計画の推進に当たり、情報提供や各種相談等の支援を行う。

② 県全域におけるネットワークの充実強化

- ・ 各機関は、「配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会」で情報を共有するなど内容を充実し、関係機関相互の連携を図る。
- ・ 各機関は、圏域で生じた問題点を取り上げ、また、成功事例も紹介し、県内全体の取組に反映させる。
- ・ 県は、各機関からの提案を受け、施策に反映する。

③ 圏域におけるネットワークの充実強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターが中心となり、被害者相談が各圏域内で完結できるよう、より機動的で実践的なネットワークの充実強化を図る。
- ・ 県は、具体的な事例に基づく検討会等を実施し、支援者の資質の向上を図る。

注) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下の機能を有する機関（DV防止法第3条に規定）。鳥取県では、婦人相談所、中部・西部心と女性の相談担当の3か所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけている。

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供等
- ・保護命令制度利用についての情報提供等
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

【重点目標(2)】 暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発

〔現状と課題〕

DV防止法の施行後、リーフレット、ホームページによる広報等により相談窓口の周知が図られてきている。また、DVについての認識は少しづつ浸透しつつあるが、DVは家庭内の問題であり被害者が悪いという認識に立つ発言もみられるなど、広く県民に理解されているとはいえない。

DV問題の解決のためには、被害者を保護しその自立を支援することと併せて、DV被害者を発生させない、暴力を許さない社会を実現することが不可欠であり、家庭、地域、職場、学校等の社会のあらゆる分野においてDVが犯罪であり重大な人権侵害であるという認識を深める教育や研修、啓発等を積極的に実施していく必要がある。

近年、人権研修がいろいろなところで開催されているが、DVに関する啓発は十分実施されているとはいえない。DVは周期的に繰り返し発生するという特徴が見られ、さらに家庭の中で起こるため表面化しにくいことから、その実態と深刻さを周知する取組も必要である。

なお、身体的暴力だけでなく精神的な暴力、経済的な暴力や性的暴力等もDVであり、被害者は様々な支援が受けられることも積極的に広報していく必要がある。

さらに、加害者に向けての広報、啓発を行うとともに、県民一人一人がDVについて理解を深め、暴力の潜在化を防ぎ、一人で悩んでいる被害者に相談窓口等の情報が提供できるよう、きめ細かな広報・意識啓発が必要である。

今日の社会ではDVに限らず児童虐待、いじめ等が増加しており、メディアを通じて幼少時から暴力を目にする機会も増えている。自己肯定感を育て、命の大切さを学び、友達と仲良くすることから暴力をなくそうという意識を高めて行くことが大切であり、その大きな力となるのが教育である。学校、保育所・幼稚園等の中での教育とあわせて、地域における教育も重要である。

また、暴力は配偶者間だけでなく、思春期や青年期などの若い恋人の間でも発生しており、交際期間中から暴力を受けていた被害者も少なくない。内閣府が平成27年3月に発表した「男女間における暴力に関する調査」では、10～20歳代に交際相手から「身体的暴力」の被害を受けた経験のある人は、女性8.5%、男性3.6%、また「心理的攻撃」の被害を受けた経験のある人は、女性10.5%、男性6.0%と報告されている。（注1）中学、高校において男女の人権を尊重し、性に対する理解を深めていくような教育をさらに充実させるとともに、自身の身に起こっていることがDVであると気づくための啓発が必要である。

なお、若年層に対して交際相手からの暴力（以下、「デートDV」という。）等についての教育・啓発を行うことにより、若年層がDVについての理解を深め、対等でお互いに尊重し合えるより良い関係を築いていくことは、将来におけるDVの発生を未然に防止することにつながり、効果があると考えられる。

高校生へのデートDV予防啓発については、平成22年度よりDV予防啓発支援員（注

2) の養成を開始した。学校の要請により高校等でのデートDV予防啓発講座を実施し、実施高校数も年々増加している。

また、平成27年度に、県教育委員会が作成している性に関する指導の手引きが改正され、性に関する指導とともに、デートDVの防止の取組に関する項目も内容に盛り込んだ。今後、手引きの活用により学校全体でデートDV防止に関する取組を、さらに推進していく必要がある。

一方で、教育現場において、実際に学校内でデートDV被害や加害があった場合に、被害生徒や加害生徒に対する相談支援が必要となってくる。生徒にとっての身近な相談相手となる教職員が、適切な対応を図るためにも、教職員向けの研修体制も充実させていく必要がある。

◇現在の主な取組

- ・街頭キャンペーン・講演会の実施、市町村の研修への講師派遣
- ・DV予防啓発支援員の養成
- ・DV予防啓発支援による高校等でのデートDV予防啓発学習の実施
- ・広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ・パンフレットの作成・活用
- ・性に関する指導の手引きを作成（教育委員会）し、各学校で活用

【今後の取組】

① 県による教育・普及啓発

- ・広報誌、テレビ・ラジオ・新聞等のメディア、ホームページ等を活用した広報、講演会の実施等、広く県民に対する普及・啓発事業を実施し、特に若年層への啓発強化を図る。
- ・教育現場や地域等においてDV防止について啓発ができる人材（DV予防啓発支援員）を養成し、啓発活動の推進を図るとともに、学校や地域等で行われる研修等に、DV被害者の支援に関わる職員等を講師として派遣するなどの支援を行う。
- ・男女共同参画計画及び人権施策基本方針等の関連計画に基づき、関係機関との連携によりDV等の人権に関する正しい理解の啓発を図る。

② 市町村による教育・普及啓発

- ・広報誌等を活用した広報やDVに関する講演会や研修会を行うなど、地域住民に対する普及・啓発事業を実施する。
- ・DV予防啓発支援員を活用し、職員及び地域住民に対する教育・普及啓発を実施する。

③ 職場における教育・啓発の推進

- ・各機関は、人権研修等各種職場内研修の機会をとらえて、DVをテーマとした研修を実施していただくよう努める。

④ 地域における教育・啓発の推進

- ・各機関は、地域において、DVをテーマとした研修等の実施を推進するなど、地域でのDV予防啓発に努める。

⑤ 学校、保育所・幼稚園等による教育

- ・学校教育活動全体を通じて、自己肯定感を育み、命の大切さ、いじめの解消、性差

別の解消等の人権教育や性教育の充実を図る。

- ・ 中学、高校等において、男女それぞれの人権を尊重し暴力を許さない人権教育やデートDV等未然防止のための教育を推進する。
- ・ 県は、生徒間でのデートDVの相談に対応するため、学校関係者等を対象とした研修を実施する
- ・ 県は、デートDV予防啓発に関するリーフレットを作成し、高校生等に配布する。
- ・ 保育所や幼稚園では、命の大切さや友達と仲良くするなど、就学前教育における人権保育の充実を図る。

注1) 「男女間における暴力に関する調査」(内閣府 平成27年3月発表)

本文中の「身体的暴力」「心理的攻撃」の他、10~20歳のときに交際相手から「経済的圧迫」の被害を受けた経験のある人は、女性2.3%、男性2.9%あり、「性的要求」の被害を受けた経験のある人は、女性6.9%、男性1.0%と報告されている。

注2) DV予防啓発支援員

市町村、教育現場や地域等においてDV予防啓発を行うことのできる人材のこと。

【参考】DVやデートDVの形態

DVやデートDVなどの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力等があり、次のような様々な暴力が重なって起きている。

(暴力の一例)

○身体的暴力

- ・殴る、蹴る、押す、腕をねじる、つねる
- ・刃物などの凶器を体に突きつける、物を投げつける
- ・首をしめる
- ・髪をつかんで引きずりまわす
- ・眼らせない
- ・長時間正座させる

○精神的暴力

- ・大声でどなる、暴言、舌打ち
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
- ・実家や友人との付き合いを制限したり、携帯電話を細かくチェックしたりする
- ・何を言っても無視して口をきかない
- ・パ力にしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・「別れるなら死ぬ」と言って脅す
- ・大切にしている物を壊したり、捨てたりする

○性的暴力

- ・嫌がっているのに性行為を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する

○経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・お金の使い方を細かくチェックする
- ・外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする

○その他の暴力

- ・電話やメール等で常に行動を監視する
- ・外出することを許さない
- ・子どもに危害を加える、子どもを取り上げると言って脅す

等

重点目標(3) 被害者への適切な対応を行うための研修体制の充実

【現状と課題】

被害者の相談や支援に関わる関係機関の職員には、それぞれの立場で適切な対応を行うことが求められるため、関係機関は、各対応マニュアルを作成・活用するとともに、職員研修を行うなど職員の資質の向上を図っているところである。

なお、研修の実施については、技術や知識の習得はもちろん、特に二次的被害（注1）の防止や守秘義務の徹底について重点を置くとともに、直接の窓口職員だけでなくすべての職員が受講することが求められる。

◇現在の主な取組

- ・県・市町村の窓口職員を対象とした研修会の実施
- ・各対応マニュアルの作成・活用（相談機関用、医療機関用、学校、保育所・幼稚園等用）
- ・相談、一時保護機関等による事例検討会の実施
- ・市町村の職員研修への講師派遣

【今後の取組】

- ① 配偶者暴力相談支援センターによる研修の実施
 - ・配偶者暴力相談支援センターは、支援計画の作成や支援者に対するスーパーバイズ（注2）能力を身につけるための専門研修を実施する。
 - ・配偶者暴力相談支援センターは、ケースワーク（注3）に係る実務研修を実施する。
- ② 被害者の保護に関わる機関（社会福祉施設、民間支援団体）による研修の実施
 - ・被害者の保護に関わる機関は、ケースワークを中心とした実務研修を継続的に実施する。
- ③ 住民に身近な相談窓口（市町村、男女共同参画センター等）による研修の実施
 - ・住民に身近な相談窓口機関は、窓口職員に対する基本研修、実務研修を継続的に実施する。
 - ・住民に身近な相談窓口機関は、配偶者暴力相談支援センター等へつなぐ場合、本人の具体的な訴え、問題点等を整理し、的確につなげるような研修を実施する。
- ④ 安全対策が必要な機関（警察、医療機関、学校、保育所・幼稚園等）による研修の実施
 - ・安全対策が必要な機関は、被害者の安全確保を図るために必要な実務研修を継続的に実施する。
 - ・安全対策が必要な機関は、対応マニュアル等を活用して研修を実施する。
- ⑤ 県による二次的被害防止等のための研修の実施
 - ・県は、被害者の人権やDVの特性等に関する理解を深め二次的被害を防止するため、相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務上関係がある者に対する研修を実施する。
 - ・県は、生徒間でのデートDVの相談等に対応するため、学校関係者等を対象とした研修を実施する。

注1) 二次的被害

相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者等の不適切な言動により、被害者が傷つき、更なる被害が生じること。

注2) スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

注3) ケースワーク

社会生活上の諸問題に直面して困難な状況に陥っている人に対して、その困難な状況から自立できるように個別に援助していく過程のこと。

基本テーマ2 安心して相談できる体制づくり

【目標】 配偶者暴力相談支援センターの強化

【現状と課題】

DV被害についての相談や支援を行うため、東・中・西部各圏域ごとに、婦人相談所及び中部・西部心と女性の相談担当を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、市町村、関係機関と連携をしながら対応を行っている。また、幅広い時間帯の緊急相談に対応するため、夜間や土日・祝日に電話相談を実施し、24時間体制としている。

また、婦人相談所のみであった委託一時保護決定権限が、平成18年6月から西部心と女性の相談担当へ、平成21年4月からは中部心と女性の相談担当へ備わったことにより、各圏域における相談から保護、自立支援までの専門的かつ総合的な対応が一元的に行える体制が整った。

さらに、多様化する相談ニーズに応えるため、弁護士による法律相談を実施するとともに、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施している。心理療法担当職員の配置については、婦人相談所と西部心と女性の相談担当のみであったところを、平成22年度より、中部心と女性の相談担当にも配置し、これにより鳥取県内のすべての配偶者暴力相談支援センターにおいて、心理療法担当職員によるカウンセリング支援が可能となった。また、平成25年度からは、婦人相談所の心理療法担当職員を正職員化したため、随時のカウンセリングが可能となっている。

しかしながら、一層複雑、多様化する社会状況の下で、被害者、加害者共に生育歴や置かれている状態は様々であるため、DV被害者相談にあたっては、その背景を理解しながら個々の状況に応じて適切に対応することが必要である。

また、DVは、相談の内容が深刻な暴力被害であることから、相談や支援に当たる者の精神的負担が大きいため、これらの支援者に対する心のケアを行うとともに、専門家によるスーパーバイズを実施するなど、支援者のフォローも必要である。

なお、平成19年のDV防止法改正により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されたところである。市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置については、人口規模や現在の配偶者暴力相談支援センターの設置状況を勘案し、市町村の意向を踏まえて、市町村への支援を行うことが必要である。

◇現在の主な取組

- ・相談対応マニュアル（相談機関用）の作成・活用
- ・夜間休日電話相談の実施
- ・すべての配偶者暴力相談支援センターに心理療法担当職員を配置し、被害者に対するカウンセリングの実施
- ・弁護士による法律相談の実施
- ・婦人相談所に加え中部・西部心と女性の相談担当に委託一時保護決定権限を付与

【今後の取組】

① 婦人相談所の充実

- ・県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能の充実を図る。

- ・ 地域の相談窓口や民間支援団体等に対するスーパーバイズや困難事例のコーディネートが行える体制を整備する。
- ・ 精神保健福祉センターとの連携を図りながら、被害者の相談や支援に当たる支援者等の代理受傷^(注)等に対する心のケア体制を整備する。

② 中部・西部心と女性の相談担当の充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターとして圏域における相談や心理ケアの充実を図る。
- ・ 圏域における個別ケースのコーディネート、被害者の相談や支援に当たる支援者等の代理受傷等に対する心のケア、情報提供等を行う。

注) 代理受傷

相談員等の支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

重点目標② 市町村等地域における相談体制の強化

【現状と課題】

市町村は住民にとって最も身近な相談窓口であるが、福祉・保健・教育等の多様な窓口が存在するため、被害者がつらい被害の状況等を何度も話さなければならず、精神的負担が大きい。そのため、被害者の状況に配慮した適切な相談体制を整えることが必要である。

さらに、住民基本台帳等の情報の管理はDV被害者の安全確保のために極めて重要であり、市町村のDV被害者対応に対する意識や配慮を徹底する必要がある。

また、潜在化しがちな被害者の早期発見には、医療機関や教育機関等の役割は大きい。

さらに、被害者の相談や保護に大きな役割を担っている社会福祉施設や民間支援団体には、緊急対応や複雑で困難な事案に関する相談が寄せられることが多いため、配偶者暴力相談支援センターや警察等専門機関とも連携を取った対応が求められる。

なお、相談の実施に当たっては、守秘義務の徹底と二次的被害の防止、プライバシーが守られる相談場所の確保について十分な配慮をしなければならない。

また、自身の身に起こっていることがDVであることに気づかず相談に至らない場合も多く、早期相談とDVの未然防止のためには、DV予防啓発支援員や様々な機関による地域でのDVに関する啓発も推進する必要がある。

◇現在の主な取組

- ・ 相談対応マニュアル（相談機関用、医療機関用）の作成・活用
- ・ DV予防啓発支援員の派遣及び地域における未然防止の啓発活動の実施

【今後の取組】

① 市町村の相談体制の強化

- ・ 市町村は、DV被害者が生活保護や教育等多岐にわたる相談内容を、異なる窓口で何度も話さなければならないといった対応にならないよう、市町村内関係部局での連携を図るとともに、安全に諸手続き等が行える場所の確保に努める。
- ・ 県は、DV被害者が、市町村で安心して相談や窓口での諸手続きが行えるよう、市町村での窓口対応の好事例を、各市町村に紹介し、市町村はその実践に努める。
- ・ 県は、DV相談に対応する職員に対する基本研修、実務研修を継続的に実施し、専門性の向上を図る。
- ・ 市町村は、DV被害者に対する相談窓口や支援に関する情報を積極的に広報する。
- ・ 各市婦人相談員は、市におけるDVの相談窓口として相談対応を行うとともに、必

要な指導や情報提供を行う。

- ・児童の目の前で行われるDVは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下、「児童虐待防止法」という。）に規定する「著しい心理的外傷を与える言動」にあたるため、市町村は児童相談部局（相談窓口）との連携に努める。

② 市町村等による警察との連携強化

- ・市町村、配偶者暴力相談支援センターは被害者の安全を第一として、警察と連携して相談対応を行う。
- ・被害者からの相談については、可能な限り被害者が希望する性別の職員による対応を行う。

③ 人権擁護機関（法務局、人権擁護委員）による関係機関との連携強化

- ・相談者の訴えや問題点等を把握・整理し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して相談対応を行う。

④ 日本司法支援センター（法テラス）による関係機関との連携強化

- ・相談者の訴えや問題点等を把握・整理し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して相談対応を行う。

⑤ 男女共同参画センターによる関係機関との連携強化

- ・相談者の訴えや問題点等を把握・整理し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して相談対応を行う。

⑥ 社会福祉施設・民間支援団体による関係機関との連携強化

- ・夜間休日電話相談を継続して実施するとともに、団体による面談や電話での相談活動を実施し、緊急事案・困難事案については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を取りながら、被害者の保護を図る。

⑦ 民生・児童委員による関係機関との連携強化

- ・地域の人々の生活状況を把握し、被害者の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携して相談に対応する。

⑧ 医療機関、保健所、保健センターによる早期発見と関係機関との連携強化

- ・DVが発見されやすい場所であり、早期に被害者を発見し、的確にDVに関する情報提供を行うとともに、被害者の意思に基づき、配偶者暴力相談支援センター、警察に通報するよう努める。
- ・精神的な悩みを抱えた人や健康に関する相談、検診や家庭訪問等を通じてDV被害者の発見に努め、配偶者暴力相談支援センターと連携して相談に対応する。

⑨ 社会福祉施設、教育機関等による早期発見と関係機関との連携強化

- ・配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して相談対応を行う。
- ・通常の業務の中で、被害者を発見したときは、相談機関に関する必要な情報の提供を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察に通報するよう努める。

⑩ 児童相談所等との連携強化

- ・児童虐待防止法において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他子どもに著しい心理的外傷を与える行動を行うことは、児童虐待に当たるとされている。また、DVが発生した家庭では子どもが暴力の対象になっていることがあること、また、児童虐待相談からDVを発見することがあることから、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村児童相談部局は、相互に情報の提供を行うよう努める。

⑪ 地域における未然防止と初期相談の推進

- ・ 県及び各関係機関は、地域でDVに関する未然防止と初期相談の実施に努める。

⑫ 発見者による通報

- ・ 被害者を発見した者は、被害者に対して支援に関する情報の提供を行うよう努めるとともに、DV防止法第6条の規定に基づき配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努める。

【現状と課題】 外国人、障がい者等への配慮

【現状と課題】

DV防止法では外国人被害者も日本人と同様の支援が受けられるが、言葉や文化の違いにより、支援や相談窓口の情報が得られず、必要な支援が受けられない場合もある。

また、相談・法律手続・自立支援等の各場面での通訳の確保も必要である。

県では、DV相談通訳支援体制整備事業を実施し、婦人相談所等からの要請に応じることのできる通訳者の確保に努めているが、通訳者の人数、対応言語を増やす必要がある。また、委託一時保護施設(注)が通訳者を利用した場合における経費を助成している。

さらに、外国人が日常生活の中で孤立しやすい状況を解消するため、日頃から身近な相談先となる機関や交流の場づくりも課題である。

被害者が高齢者又は障がい者である場合は、高齢者虐待や障がい者虐待にも該当する場合がある。被害者の自立支援に際しては、障がい者や高齢者の福祉サービスの利用等も含めて、被害者に適切な支援が行えるよう、市町村と十分な連携を図ることも必要である。

◇現在の主な取組

- ・ 一時保護施設に外国語（英語、中国語）のチラシ等を配置・活用
- ・ DV相談通訳支援体制整備事業により通訳者を養成・確保
- ・ 委託一時保護施設が通訳者を利用した経費を助成
- ・ 障がい者施設と一時保護契約を締結

【今後の取組】

- ・ 外国人の被害者に対しては、言葉の問題や考え方、価値観、宗教的背景等、文化や制度の違い等を考慮し、関係機関と綿密な連携をとり、被害者の人権尊重を最優先課題として対応する。
- ・ 日本の法制度や支援等について理解を促すため、通訳や翻訳等の情報伝達手段の確保（通訳者の養成、外国語パンフレット作成等）や相談窓口の職員による関係機関への同行等、必要な支援が円滑に行われるよう配慮する。なお、できるだけ母国語で相談できるように、被害者と同じ国籍を持つ人による相談や支援、通訳の登録制度、多言語による広報の充実を図るための支援員の人数を確保する。
- ・ 通訳者の確保等に関しては、必要に応じて鳥取県国際交流財団と連携して支援を行う。
- ・ 外国人、障がい者、高齢者等の立場に立った情報提供、相談の対応等に努める。
- ・ 障がい者虐待又は高齢者虐待に当たると思われる場合には、事案に応じ、市町村に通報・届出を行うなど、市町村と連携を図って支援を行う。

注) 委託一時保護施設

婦人相談所が、DV被害者等の一時保護を委託する施設。社会福祉施設や民間支援団体に委託して実施している。「シェルター」とも呼ばれる。

【重点目標(4)】 加害者更生

【現状と課題】

加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再びDVが行われる危険性や新たな被害者を作り出してしまう可能性がある。このため被害者支援と併せて加害者への対応が必要である。

DV防止法では「国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法を調査研究する」との規定があるのみで具体的な加害者対策は示されておらず、加害者更生のプログラムの国レベルでの研究も進展が見えず、根本的な対応ができていない。

本県では、加害者電話相談を実施し、加害者が自らの行為を見つめなおすきっかけづくりをしている。

◇現在の主な取組

- ・加害者電話相談の実施

【今後の取組】

- ・ 県は、加害者更生のための国の研究や民間団体等による取組について情報を収集する。
- ・ 県は、引き続きDV加害者電話相談を実施するとともに、加害者電話相談対応員の資質の向上を図る。
- ・ 県は、国に対して、統一的なDV加害者更生対策の実施について要望することを検討する。

基本テーマ3 安全な保護体制づくり

重点目標(1) 被害者への緊急保護支援

【現状と課題】

D V被害は、生命の危険と隣り合わせという性質があり、身の危険を感じた被害者は着の身着のままで逃げてくる場合があることから、安全な場所に緊急避難するための支援が必要である。避難場所は一般的に「シェルター」と呼ばれており、婦人相談所一時保護所や委託一時保護施設（社会福祉施設、民間支援団体）が対応している。（以下、婦人相談所一時保護所と委託一時保護施設を総称して「一時保護施設」という。）配偶者暴力相談支援センターに緊急に保護を求めてきたD V被害者に対しては、円滑に一時保護ができるよう、一時保護施設と密に連携を図って対応することが必要である。

また、ケガをしたり、疾病を抱える被害者も多く、安全に医療が受けられることが必要である。

◇現在の主な取組

- ・被害者が委託一時保護施設へ避難するために利用したタクシー料金の助成
- ・被害者、同伴者が一時保護前の暴力によりけがをした場合の医療費や入院個室料の助成
- ・配偶者暴力相談支援センターによる24時間緊急対応の実施

【今後の取組】

- ・配偶者暴力相談支援センターの職員及び委託一時保護施設の職員等は、緊急保護に際しては、警察や医療機関と緊密な連携を取って被害者の安全確保に努める。
- ・配偶者暴力相談支援センターの職員は、緊急時における安全の確保のため、一時保護を行う委託一時保護施設までD V被害者に同行支援する。

重点目標(2) 一時保護施設の充実

【現状と課題】

D V被害者にとって最も必要なことは、安全な場所に避難することである。避難先となる一時保護施設は、ただ単に避難する場所だけではなく、D Vから逃ってきた方や子どもたちが安心して心と体を休め、新たな人生を歩みだすための準備をする場所もある。そのためには、施設面の充実だけではなく、対応する職員の資質の向上が必要である。

県では、婦人相談所一時保護所にて一時保護を行うほか、社会福祉施設と民間支援団体に一時保護委託を行っている。社会福祉施設の設備や職員は、児童福祉施設最低基準により示された必要な配置を行っており、夜間警備体制も整えている。民間支援団体に対しては、県が防犯カメラ設置や警備委託、一時保護施設として利用するために借り上げた物件の家賃助成等を行い、一時保護施設の体制を整備している。

◇現在の主な取組

- ・婦人相談所、中部・西部心と女性の相談担当に心理療法担当職員を配置し、被害者のカウンセリングを実施
- ・社会福祉施設、民間支援団体一に一時保護を委託
- ・委託一時保護施設として利用するため借り上げた物件の家賃を助成
- ・委託一時保護施設の防犯カメラ設置、警備委託に対する助成
- ・委託一時保護施設の支援スタッフ（ボランティア）養成のための経費の助成
- ・一時保護期間は被害者の実情に応じて対応
- ・同伴児童の託児に係る経費の助成

【今後の取組】

① 婦人相談所

- ・同伴児童への対応を充実する。
- ・視覚・聴覚障がい者への対応を進める。

② 社会福祉施設

- ・被害者への心のケアを実施する職員の配置について検討する。
- ・同伴児童への対応を充実する。

③ 民間支援団体

- ・防犯カメラの設置や警備委託を行い、被害者の安全確保に努める。
- ・被害者に寄り添ってより適切な処遇が行われるよう、ボランティアの育成による支援者の拡充に努める。
- ・同伴児童への対応を充実する。

■重点目標(3) 一時保護施設と関係機関との連携促進

【現状と課題】

一時保護中に、加害者が後追いしてくることがあり、委託一時保護施設においては、被害者の身を不審者から守るよういろいろな配慮をしているが、場合によっては居場所を突き止められる可能性もある。このため、防犯カメラを設置したり、所轄警察署へ連絡して、安全確保を図っている。

県外においては、過去には保護命令が発令中でありながら加害者が被害者の命を奪うという事件も発生しており、法律だけでは安全を確保できない現状も浮き彫りになってきている。被害者の安全確保に当たっては、関係機関が連携し被害者を守っていかなければならないということを再認識する必要がある。

平成19年のDV防止法の改正で、被害者の親族、支援者も保護命令の対象となり、更に平成25年のDV防止法の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者も保護命令の対象となった。被害者及び被害者の子どもに対する対応と同じように、被害者の親族、支援者や、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者も安全確保に努める必要がある。

◆現在の主な取組

- ・DV対応マニュアル（医療機関用、学校・保育所・幼稚園等用）の作成・活用
- ・警察と連携した保護対策の実施

【今後の取組】

① 県による医療機関との連携

- ・県は、医療機関用のDV対応マニュアルを必要に応じて見直し、周知を図ることでマニュアルの活用を促進するとともに、医療機関でのDV被害者対応に関する意識啓発に努める。
- ・各医療機関は、病院の危機管理（リスクマネジメント）マニュアルにDV被害者への対応を追加して安全対策を図る。

② 県による警察との連携

- ・被害者の適切な保護を行うために、警察との連携を密にして、情報の共有を図る。
- ・被害者家族や支援者の安全確保についても連携を取りながら対応する。

③ 県による市町村との連携

- ・障がい者、高齢者の保護に当たっては、被害者の状況を把握し、市町村と連携して必要な支援を行っていく。
- ・市町村保健センターや保健所と連携し、健康診断における受診内容の確認や発育チェックにより、健康状態を把握し、必要な支援を行う。

④ 県による障がい者施設等との連携

- ・高齢者・障がい者施設の専門職員との協力体制を図る。

⑤ 県による学校、保育所・幼稚園等との連携

- ・県は、学校、保育所・幼稚園等のDV対応マニュアルを必要に応じて見直し、周知を図ることでマニュアルの活用を促進するとともに、学校等でのDV事例への対応に関する意識啓発に努める。また、教職員等への研修を実施し、子どもを守るために体制を整備する。

■県目標(4) 保護対象の拡充

【現状と課題】

DV防止法の対象者は配偶者（元配偶者を含む。）からの暴力被害者及び生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む。）からの暴力被害者に限られるため、配偶者以外の親、兄弟、生活の本拠を共にしない恋人等からの暴力被害者については、DV防止法の対象外となる。

しかし、本県では、これらの暴力被害者についても、婦人相談所一時保護所のほか、委託一時保護施設等で一時保護できるよう県単独の制度を設けて対応している。

また、平成26年度からは、一時保護委託の対象とならない要保護女性についても、委託一時保護施設で一時的に保護できるよう県単独制度を拡充している。

◇現在の主な取組

- ・委託一時保護施設が、DV防止法対象外の親や兄弟等からの暴力被害者や、一時保護委託の対象とならない要保護女性を一時的に保護した場合の経費を助成

【今後の取組】

- ・配偶者暴力相談支援センターは、委託一時保護施設が配偶者以外の親、兄弟等からの暴力被害者や婦人保護事業の対象女性を一時的に保護する際は、委託一時保護施設と緊密な連携を取って対応する。
- ・県は、配偶者以外の親、兄弟、恋人等からの暴力被害者や婦人保護事業の対象女性で一時保護が必要な者について、委託一時保護が可能となるよう国に働きかける。

基本テーマ4 被害者の自立支援体制づくり

重点目標① 被害者の自立支援

【現状と課題】

DV被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立することを選択するためには、住宅の確保、経済基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援等が必要になる。

住宅の確保については、DV被害者が県営住宅の優先入居対象者として加わり、市町村営住宅でも優先入居等を実施している数が増加してきている。しかし、応募倍率が高倍率であり、速やかに入居できない場合がある。また、民間住宅においては、契約の際に必要となる保証人の確保が困難となるため、住宅確保が難しい状況である。

被害者の経済的支援及び生活支援策としては、ひとり親家庭等に対する就労支援制度や貸付け、生活保護等の活用を図ることが現実的であるが、既存の制度や公的サービスの利用が困難な被害者については、DV被害者の置かれた特殊な状況に十分配慮して、関係者は可能な限り柔軟な運用に努めることが必要である。既存の制度の運用の中で十分な支援が行えない場合は、鳥取県独自で支援を行っており、保護命令申立に要する費用の助成等を実施している。

なお、平成21年12月には、一時保護解除後に賃貸住宅で新しい生活を始める被害者に対し、返済の不要な資金を給付する民間基金が運用を開始した。

DV被害者は緊迫した暮らしの中で疲労が蓄積しており、健康を害したり心理的外傷を深めていたりすることも多いため、生活の再建の過程においては、心身を癒すための専門的な支援も不可欠である。

なお、支援を行うに当たっては、被害者の人権を尊重し、自らの意思に基づき自立することができるようになることが重要である。

◇現在の主な取組

- ・県営住宅の優先入居対象者にDV被害者を追加
- ・一時保護施設を退所して、被害者が自立する時に必要な住宅借り上げ費用の一部を助成
- ・被害者の住宅確保や就職に必要な保証人となった一時保護施設等の職員に対し、不測の事態が起こった場合の損失を補てん
- ・被害者の自立支援を図るため、被害者に同行支援するための経費を助成
- ・保護命令申立に係る諸手続きの支援及び申立に要する経費の助成
- ・ステップハウス（注）の運営を民間団体等に委託
- ・配偶者暴力相談支援センターによるカウンセリングの実施
- ・無料職業紹介の実施
- ・同伴乳幼児の託児経費等の助成
- ・民間基金による給付制度の実施

【今後の取組】

〈住宅確保のための支援〉

① 公営住宅への優先入居

- ・ 県及び市町村は、公営住宅の入居に際してのDV被害者の優先入居を引き続き実施する。

② 賃貸住宅への入居支援

- ・ 県は、一時保護施設退所後に賃貸住宅で自立するDV被害者の住宅借り上げ費用を助成する。
- ・ 県は、一時保護施設退所後に賃貸住宅に入居するDV被害者が、保証人が確保できない場合であっても賃貸契約ができるよう、保証料を助成する。

<就労支援>

① 就職斡旋

- ・ 県は、相談窓口や求人に関する情報を積極的に提供するとともに、ハローワーク等就職あっせん機関に対し被害者への配慮を求める。
- ・ DV被害者に対する無料職業紹介を実施する。
- ・ 被害者の経済的自立につながるよう企業の理解の促進を図る。

② 就職活動支援

- ・ 県は、面接等就職活動に必要な同行支援について助成を継続して実施する。

③ 職業訓練

- ・ 県は、看護師等の資格を取得するための高等職業訓練促進給付金や教育訓練給付金等が活用されるよう普及を図る。

<自立のための心のケア、生活支援>

① カウンセリング

- ・ 自立のための心のケアが必要なDV被害者に対して、配偶者暴力相談支援センター、社会福祉施設等の心理療法担当職員がカウンセリングを行う。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、精神科医や臨床心理士との連携を図る。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じてDV被害者のグループカウンセリングを実施し、DV被害者の相互作用的な自己理解や問題解決への変容を促す。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、同伴児童がいる場合は、親とともに子どものケアも行う。
- ・ 県は、外国人被害者に対して母国語によるカウンセリングを行う体制について検討する。

② ステップハウス

- ・ 県は、一時保護から自立した生活への橋渡しの場として、一時保護後すぐに自立生活を送ることが困難なDV被害者や、単身の女性などの自立に向けた生活指導、精神的ケアを行うステップハウスの活用を図る。

③ 民間基金

- ・ 県は、一時保護解除後に賃貸住宅に入居する被害者に対して支援金を給付する目的で鳥取県社会福祉協議会に設置されたDV被害者支援基金の活用を図る。

④ 同伴乳幼児の託児支援

- ・ 県は、一時保護中のDV被害者が自立のために外出する際や、落ち着いて今後の生活を考える時間を確保するため、同伴乳幼児を一時保護期間中に託児所等に預ける費用を助成する。また、利用回数の上限を無くし、ケースに応じて柔軟に支援できる体制を整える。

⑤ 母子生活支援施設の入所支援

- ・ 県は、一時保護施設を退所後も継続して自立支援等が必要な母子等の一時保護解除後の自立先として、母子生活支援施設を活用する場合、入所を円滑に行うため、入所の際に必要な健康診断書類を助成する。

⑥ 自立後の生活支援のための援助

- ・ 県は、一時保護施設退所後の安定した自立生活を支援するため、生活必需品の購入費用を助成する。また、自立先への引越し費用を助成する。

<法制度等の弹力的運用と窓口の一元化>

① 関連する法制度の弹力的運用

- ・ 県、市町村における住民票・健康保険・年金や生活保護、母子父子寡婦福祉資金等の現行諸制度の運用については、被害者の救済と自立支援を図る観点から、最大限柔軟な取扱いに配慮する。

② 行政手続きのワンストップサービスの実施

- ・ 県、市町村における複数の法制度や公的サービスの提供に関わる機関は、被害者に対応する窓口を一元化するなど、ワンストップサービスの実施に向けて関係部署との調整を行い、二次的被害を防止するとともに、被害者の負担軽減に努める。

③ 住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底

- ・ 市町村は、職員に対する研修等を行うとともに、警察や配偶者暴力相談支援センターと連携して制度の適切な運用に努める。

<司法手続に関する支援>

- ・ 一時保護施設は、被害者の保護命令、離婚、子どもの親権等に係る法的手続の支援を行う。この場合、手続や経費等について十分な説明を行うとともに、被害者本人の意向を最大限尊重して対応する必要がある。
- ・ 県は、保護命令の申立に係る費用を助成し、円滑な保護命令の申立を支援する。

注) ステップハウス

一時保護施設退所後すぐに自立生活に移れないDV被害者や単身の女性が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

■■■目標(2) 子どもの心のケア、発達保障

【現状と課題】

子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待防止法に規定する「著しい心理的外傷を与える言動」にあたり、DVを身近に見てきた子どもたちは心の傷を抱え、その人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を受ける場合がある。したがって、DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を尊重しながら支援を行うことが必要である。

特に、DVから逃れた後に、子どもに様々な症状や問題行動が表れる場合があり、子どもの心のケアが求められる。また、自らの問題を抱えた被害者から子どもを分離したり、親子関係の再構築が必要なケースもある。このため、児童相談所をはじめ関係機関が連携して子どもの心のケアに関わっていくことが求められる。

さらに、子どもに対し保育の確保や発達を保障するとともに、個々の状況に応じた学習支援も必要である。そのため、県は平成23年度より、一時保護中の同伴児童に対する学習支援を実施している。

なお、平成27年度には、一時保護中の児童が、一時保護中に学校に通えないことから、一時保護施設等において学習支援を行っている場合であって、一定の要件を満たす時には出席扱いとし、学習支援を行っていない場合にも、欠席とはせずいわゆる「公欠扱い」とする取扱いが文部科学省より示された。学校に通えないことが子どもに与える

ストレスに配慮し、引き続き、適切な心のケアや学習支援を行う必要がある。

◇現在の主な取組

- ・児童相談所等によるカウンセリングの実施
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
- ・一時保護中の同伴児童の学習支援の実施

【今後の取組】

① 心のケア

- ・児童相談所をはじめ、医療機関、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童家庭支援センター、学校、保育所・幼稚園等の子どもに対応する関係機関は、定期的に連絡会議を持ち、被害者の状況と併せて子どもの状況についても十分把握し、子どもの心のケアや親子関係の再構築等について継続的に支援する。
- ・心理療法を担当する職員が配置されている児童相談所、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設においては、精神科医、ケースワーカー、児童指導員等と協力し、カウンセリング等により、引き続き、入所している子どもの心のケアを行う。
- ・県は、地域にあるカウンセリング機関の情報提供に努める。
- ・県は、子ども自身が意見表明し、悩みや苦情を安心して相談できる仕組みを検討する。

② 乳幼児への支援

- ・県は、市町村保健センターや保健所と連携し、健康診断における受診内容の確認や発育チェックにより、健康状態を把握し、必要な支援を行う。

③ 保育の機会と安全の確保

- ・各機関は、子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図るため、DV対応マニュアルの活用を図る。
- ・県は、子どもを受け入れた保育所等に対して、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の職員による必要な支援を行う。

④ 教育機関による就学支援と安全の確保

- ・小中学校の区域（市町村）外就学について弾力的に受け入れを行うよう努める。
- ・スクールカウンセラーによる心のケアを実施する。
- ・子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図るため、学校職員のDV対応マニュアルや性に関する指導の手引きの活用を図る。
- ・県は、子どもを受け入れた学校に対して、児童相談所、婦人相談所等の職員による必要な支援を行う。

⑤ 乳幼児の保護体制の充実

- ・県は、親子分離が必要な場合には、児童相談所と連携を密にし、子どもの心のケアも含めて適切な対応を行う。

⑥ 学齢児への学習支援

- ・一時保護施設は一時保護中の児童に対し、学習支援を実施する。

基本テーマ5 苦情解決体制づくり

重点目標(1) 相談機関における体制整備

【現状と課題】

DV被害者に対する理解不足等から二次的被害はDV被害者支援に携わる関係機関でも発生している。

各相談機関においては、二次的被害の防止のための職員に対する継続的な研修を行うとともに、二次的被害が発生した場合には、被害者からの苦情を受け付け、解決に向けた適切な対応が取れる体制を整備することが求められている。

現在、県においては「県民の声」として対応しており、第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）が申立てを受け付けている。

また、警察においては、警察本部及び各警察署が申立てを受け付けている。

◇現在の主な取組

- ・二次被害防止のための関係機関職員への研修の実施
- ・県民の声として対応、公表
- ・福祉サービス運営適正化委員会における申立ての受付
- ・警察における申立ての受付

【今後の取組】

- ・県は、関係機関の職員に対し、DV被害者の二次的被害を防止するための研修を実施する。
- ・各相談機関は、苦情受付担当者を設置し、所属長を責任者とする内部の解決体制を整備するとともに、苦情の内容、対応結果を申出者に告知する。
- ・各相談機関における対応に納得がいかない場合は、第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）において申立てを受け付ける。

重点目標(2) 一時保護施設における体制整備

【現状と課題】

被害者の一時保護に関わる支援者や機関は、被害者にとって安心できる場所であるため、二次的被害等が起こった場合、被害者が受けける精神的な影響はより大きなものとなる可能性がある。

特に、民間支援団体では被害者からの苦情を受け付けて対応できる苦情申立ての体制が十分とは言えないため、被害者の処遇向上と支援者のレベルアップを図るためにも、自主的な第三者機関の活用も含めた苦情解決体制を構築する必要がある。

◇現在の主な取組

- ・委託一時保護施設で一時保護された者が処遇に不満がある場合は、県（青少年・家庭課）を窓口として対応
- ・福祉サービス運営適正化委員会における申立ての受付

【今後の取組】

① 婦人相談所

- ・ 所内での苦情受付担当を設置し、所長を責任者とする苦情解決体制を整備するとともに、苦情の内容、対応結果を申出者に告知する。

② 社会福祉施設

- ・ 施設内での苦情受付担当を設置し、施設長を責任者とする苦情解決体制を整備するとともに、苦情の内容、対応結果を申出者に告知する。

③ 民間支援団体

- ・ 婦人相談所の一時保護所や社会福祉施設への入所者と同等の苦情解決を担保するため、これらに準ずる内部苦情解決体制を整備するよう努める。

④ 第三者機関

- ・ 被害者が、各保護機関における対応に納得がいかない場合、第三者機関として福祉サービス運営適正化委員会（鳥取県社会福祉協議会内）において申立てを受け付ける。

基本テーマ⑥ 民間支援団体等支援体制づくり

重点目標① 民間支援団体等への支援

【現状と課題】

D V被害者の支援については、社会福祉施設及び民間支援団体が大きな役割を担っている。社会福祉施設や民間支援団体は、D V被害者に対して様々な支援を行っていることから、県は、平成25年度より一時保護委託中でないD V被害者の相談支援や同行支援を行った場合の経費の助成を開始し、民間支援団体等の負担軽減等を図っている。

また、民間支援団体は、公的な委託費や補助金を主な財源として活動しているが、委託一時保護が無く委託費等の収入がない期間であっても、いつでも一時保護を受け入れられるよう体制を整えているため、固定的な維持管理費が発生し、施設の運営維持に苦慮されている。

今後も被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間の特性を生かした被害者支援活動が継続して行えるよう、行政はこれを引き続き支援していく必要がある。

◇現在の主な取組

- ・委託一時保護施設として利用するために借り上げた住宅の家賃を助成
- ・被害者の自立支援を図るため、一時保護中の被害者の同行支援を行うための経費を助成
- ・委託一時保護施設の防犯カメラ設置や警備委託の経費を助成
- ・D V被害者等に対する相談、同行支援、代行支援に要する経費を助成
- ・D V被害者の電話相談活動に要する経費の助成
- ・社会福祉施設や民間支援団体の職員等へのスキルアップのための研修費用の助成
- ・社会福祉施設や民間支援団体の支援スタッフ（ボランティア）の養成のための経費の助成

【今後の取組】

- ・配偶者暴力相談支援センターは、各保護施設の受入状況を把握し、社会福祉施設や民間支援団体が被害者の支援計画を立てる際の助言やスーパーバイズを行う。また、被害者の相談や支援に当たる者に対する心のケアを行う。
- ・県は、社会福祉施設や民間支援団体が委託一時保護施設として利用するために借り上げた住宅の家賃を助成するとともに、防犯カメラの設置や警備委託を助成する。
- ・被害者の自立支援を図るため、一時保護中の被害者の同行支援を行うための経費を助成する。
- ・県は、社会福祉施設や民間支援団体の職員等へのスキルアップのための研修費用を助成する。
- ・社会福祉施設や民間支援団体の支援スタッフ（ボランティア）の養成のための経費を助成する。
- ・県は、社会福祉施設や民間支援団体のD V被害者支援活動に要する経費を助成する。
- ・県は、委託一時保護施設を維持するための、光熱水費の基本使用料を助成する。
- ・県は、民間支援団体等の運営体制の更なる充実を図るための支援を検討する。

重点目標（2） 民間支援団体等との連携と協働

【現状と課題】

D V施策を進める上で、行政機関ですべて対応していくことには限界があり、また、民間支援団体等が対応したほうが効率的、効果的な分野もある。今後も、それぞれの特性を生かしながら協働してD V施策を推進していく必要がある。

◇現在の主な取組

- ・社会福祉施設、民間支援団体への一時保護委託
- ・社会福祉施設の夜間休日電話相談の実施
- ・ステップハウスの運営委託
- ・ボランティア養成研修の実施のための経費を助成

【今後の取組】

① 民間支援団体等への事業委託

- ・県は、社会福祉施設や民間支援団体で実施可能なものについては事業の委託を検討する。

② 事業の協働実施

- ・各機関は、市民活動を継続的に発展させるためのボランティア養成やD V被害の防止のための研修会等を協働で実施する。

VII 今後の（制度上の）課題

1 保護命令制度の見直し

平成26年1月施行のDV防止法の改正により、保護命令の対象者の拡充が図られたところであるが、依然として検討すべき課題が残されており、DV防止法の改正等を国へ求めていく必要がある。

① 接近禁止命令の延長

接近禁止命令の期間は6か月であるが、被害者の安全の確保、精神的な回復、安定した暮らしの再建のためには長い時間をするため、期間の延長について検討が必要である。

② 保護命令申立から発令までの期間の短縮化

現行の保護命令制度では、申立てから発令までに10日以上かかる。被害者が一刻も早く、自立生活を送ることのできるよう、保護命令発令までの時間の短縮化の検討が必要である。

2 加害者更生対策の制度化

DV加害者更生に関しては、DV防止法において、「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているだけで、具体的な対策は示されていない。

諸外国では、裁判所による法的な強制力により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例が多く見られる。わが国においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。

3 地域格差の解消

DV被害者の保護、自立支援策については、現在の国の制度は十分なものとは言えず、本県では独自の支援策を実施しているところであるが、全国的には都道府県間で大きな格差が生じている。

本来、被害者の保護及び自立支援は全国どこでも同じ水準で実施されるべきものであり、今後国に対して新たな被害者自立支援制度の創設について要望していく必要がある。

4 安全かつ子どもの発育に配慮した面会交流

平成24年4月1日施行の改正民法において、協議離婚の際の取決め事項として、子どもの面会交流が明文化された。これにより、子どもと、離れて暮らすその親との面会交流の重要性について認識されつつあるところであるが、DV被害者・加害者の面会交流の場面においては、安全面や子どもの発育に配慮した面会交流のあり方について検討していくことが必要である。

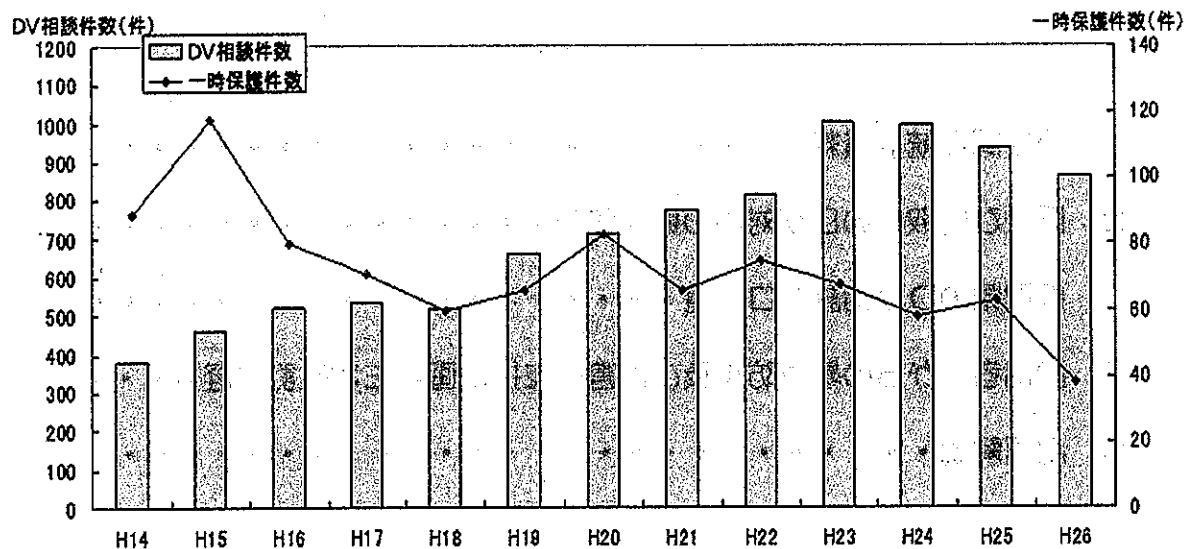
資料編

1 DV関係統計資料	32
2 国及び鳥取県のDV対策の取組年表	36
3 鳥取県のDV相談窓口一覧	38
4 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第三次改訂の経過	40
5 用語解説	41

1 DV関係統計資料

(1) 鳥取県内のDV相談及び一時保護の状況

DV相談件数は、平成23年度までは増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向にある。また、一時保護件数は、平成15年度をピークに減少傾向にある。



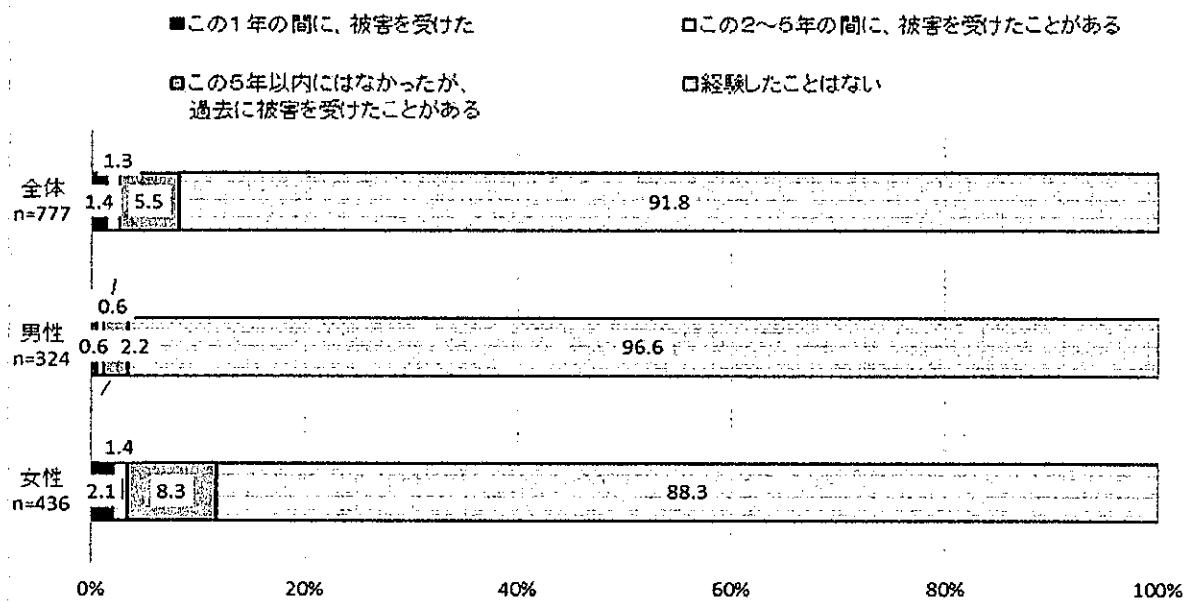
- ※ DV相談件数は、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数
- ※ 一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数（前年度からの繰越件数を含む。）
- ※ 平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む。

出典：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課調べ

(2) 鳥取県内のDV被害を受けた経験の割合

DVの被害経験について、『この5年間に経験がある』（「この1年の間に、被害を受けた」1.4% (11人) + 「この2~5年の間に、被害を受けたことがある」1.3% (10人)) 人の割合は、2.7% (21人) で、「この5年以内にはなかったが、過去に被害を受けたことがある」5.5% (43人) を加えた『経験がある』人の割合は、8.2% (64人) となっている。

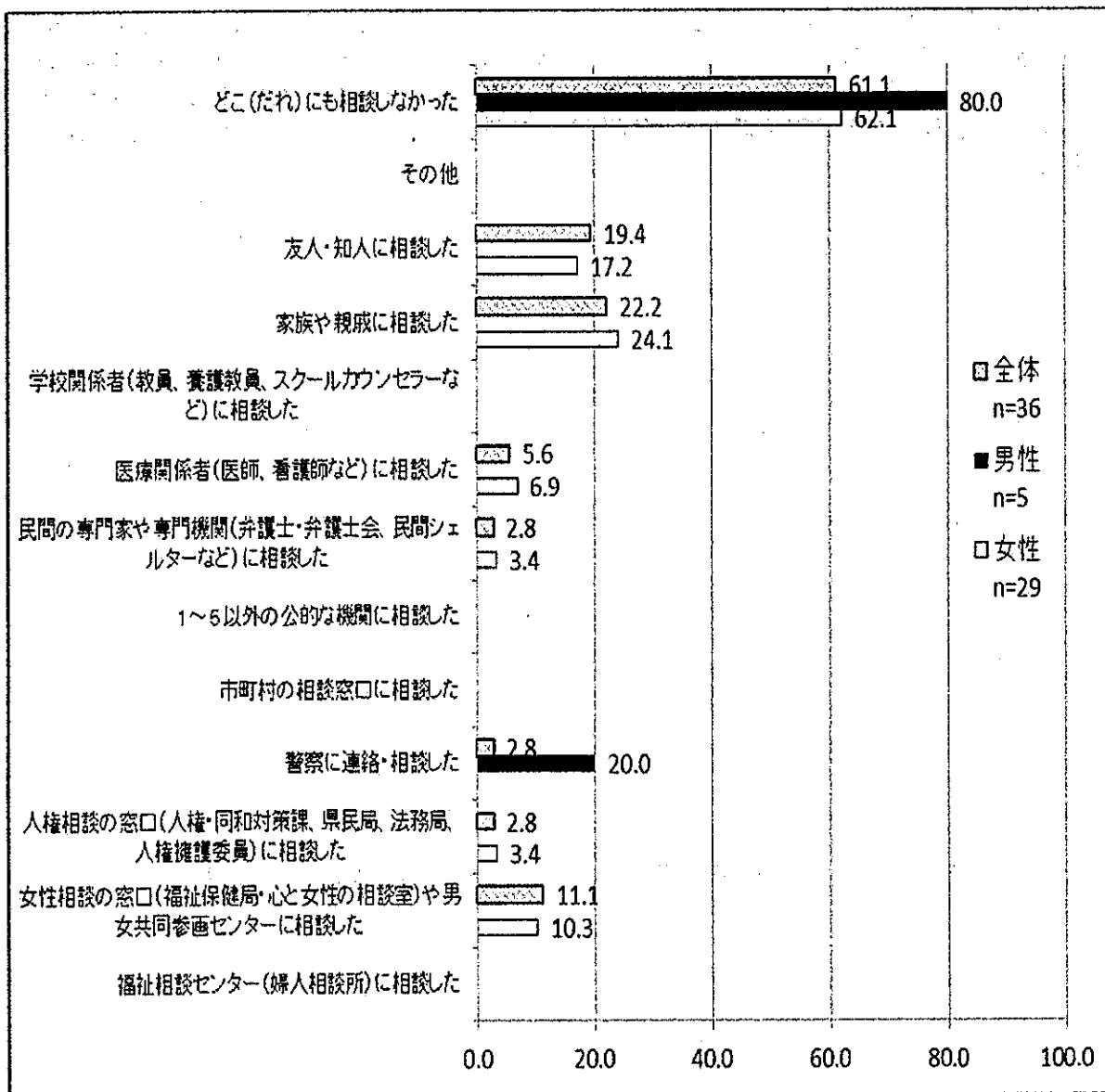
性別に見ると、『この5年間に経験がある』割合は、男性で1.2% (4人)、女性で3.5% (15人)、男性のおよそ81人に1人(1.2%)、女性のおよそ29人に1人(3.4%)となっており、『経験がある』と答えた割合では、男性で3.4% (11人)、女性で11.8% (51人)、男性のおよそ30人に1人(3.3%)、女性のおよそ9人に1人(11.6%)となっている。



出典：平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査（鳥取県男女共同参画推進課）

(3) DV被害経験者の相談の有無

この5年間DVを経験した人の、相談状況については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が61.1%で最も高く、次いで「家族や親戚に相談した」22.2%、「友人・知人に相談した」22.2%と続いている。

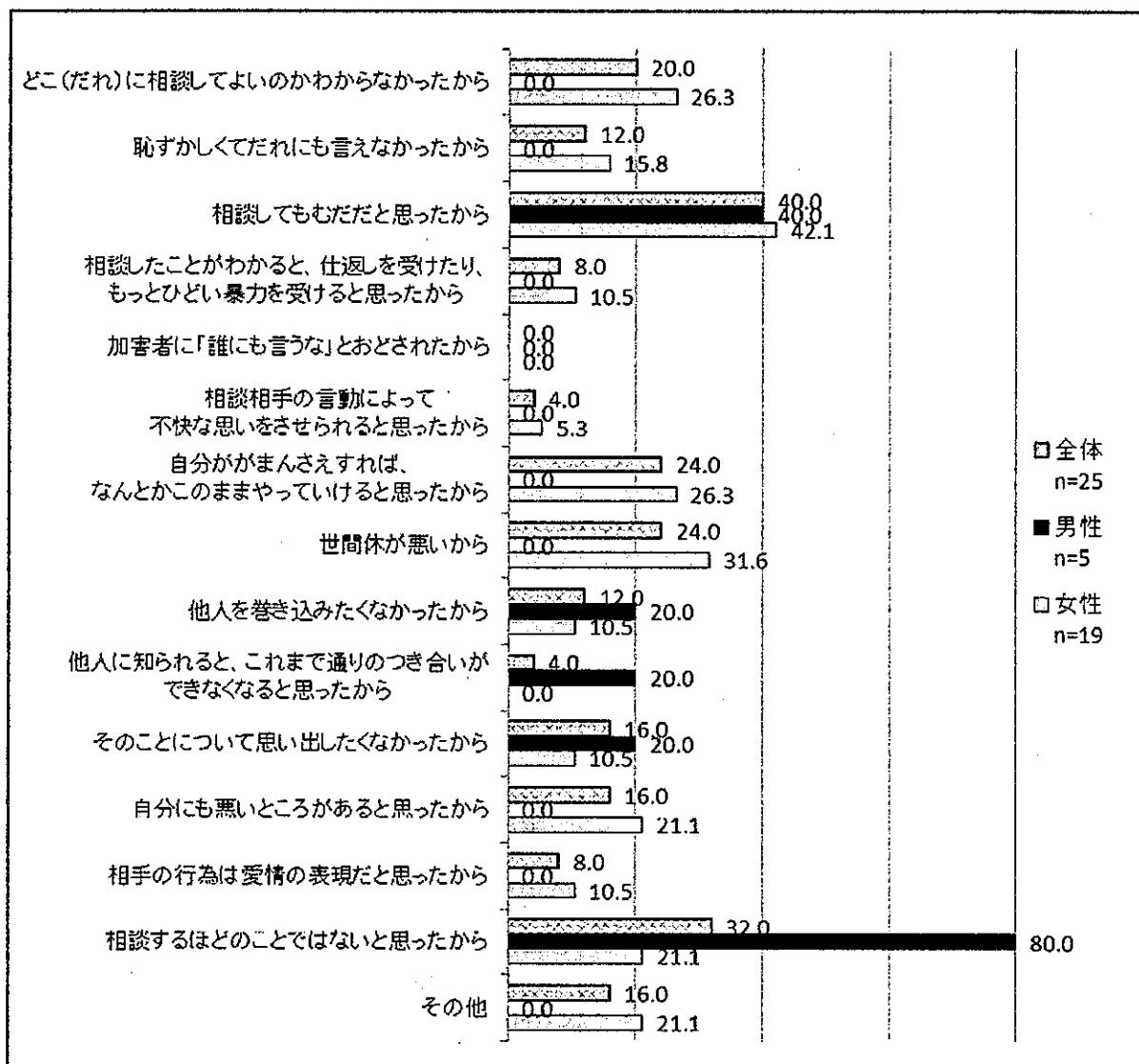


出典：平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査（鳥取県男女共同参画推進課）

(4) 相談しなかった理由

「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由は、「相談してもむだだと思ったから」が最も高く40.0%、「相談するほどのことではないと思ったから」、「世間体が悪いから」、「自分がまんさえすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」の割合が高くなっている。

性別に見ると、男性では「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く80.0%、女性では「相談してもむだだと思ったから」42.1%、「世間体が悪いから」31.6%となっている。



出典：平成 26 年度鳥取県男女共同参画意識調査（鳥取県男女共同参画推進課）

2 国及び鳥取県のDV対策の取組年表

年度	国	鳥 取 県
平成 11	○「男女共同参画社会基本法」が成立 ○「男女間における暴力に関する調査」を実施	○関係機関連絡会を開催（計6回） ・民間団体、警察署、関係施設等が参加 ・県内の課題共有が始まる
平成 12		○「女性に対する暴力防止」関係機関連絡会の正式発足
平成 13	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立 (4月公布、10月一部施行)	○「子どもと女性を守る関係者懇談会」（3回） ○ <u>民間シェルターに対し一時保護のための家賃補助などの単県補助を開始</u>
平成 14	○DV防止法の完全施行（4月）	○民間シェルターへの委託一時保護の開始 ○ <u>民間シェルターへの単県助成を大幅に拡充し本格化（シェルター退所後の家賃助成、シェルターナイト間警備費助成等）</u> ○婦人相談所（東部）を配偶者暴力相談支援センターとして位置付け。
平成 15		○ <u>ステップハウス運営事業の開始</u>
平成 16	○DV防止法の一部改正 (6月公布、12月2日施行) ・暴力の定義の拡充（身体的暴力に加え、精神的暴力が追加） ・国、県の基本計画策定義務化 ○国基本方針の策定（H16.12.2）	○全国に先駆けて「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」策定（H16.12.2） ○中部・西部福祉保健局（心と女性の相談室）を配偶者暴力相談支援センターとして位置付け。
平成 17		○民間シェルターへの単県助成を拡充 (ボランティア養成、託児、研修、通訳経費)
平成 18		○DV加害者電話相談の開始（10月～） ○西部福祉保健局（心と女性の相談室）に一時保護決定権限付与。 ○外国人被害者への通訳者の養成を開始。
平成 19	○DV防止法の一部改正 (7月公布、1月11日施行)	○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂（H20.2.7）
平成 20		○中部福祉保健局（心と女性の相談室）に一時保護決定権限付与。 ○DV被害者支援推進会議の開催（9月、3月） ・県基本計画の進捗管理、課題整理
平成 21		○DV被害者支援基金の設立（運営：県社協）

平成 22		<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第二次改訂 (H22. 12. 21) ○「<u>住民生活に光をそそぐ交付金</u>」を活用し、民間シェルターへの助成を拡充。（心理療法職員配置、同伴児童への学習支援、保護命令手続費用） ○夜間電話相談窓口の対応時間を 24 時間に拡充。(H23. 1~) ○DV予防啓発支援員活動事業の開始
平成 23		<ul style="list-style-type: none"> ○グループカウンセリングの開始
平成 24		
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ○DV防止法の一部改正 (7月公布、1月3日施行) ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉相談センター心理療法専門員を正職員化 ○<u>民間シェルターへの単県助成を拡充</u> <u>(一時保護に至らない被害者及び一時保護所退所後の被害者に対する同行支援等に要する経費を助成)</u>
平成 26		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>民間シェルターへの単県助成を拡充</u> <u>(ストーカー被害者等のDV被害者以外の者を一時保護した際に要する経費を助成)</u>
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の第三次改訂 (H28. 3. 31)

3 烏取県のDV相談窓口一覧

(1) 配偶者暴力相談支援センター 月～金 8:30～17:15

管轄	名 称	住 所	電話番号(FAX番号)
東部	鳥取県福祉相談センター (鳥取県婦人相談所)	鳥取市江津 318-1	0857-27-8630 (FAX 0857-21-3025)
中部	鳥取県中部総合事務所福 祉保健局障がい者支援課 心と女性の相談担当	倉吉市東巖城町2	0858-23-3147・3152 (FAX 0858-23-4803)
西部	鳥取県西部総合事務所福 祉保健局障がい者支援課 心と女性の相談担当	米子市東福原 1丁目1-45	0859-31-9304 (FAX 0859-34-1392)

(2) 夜間休日の相談窓口

DV夜間休日電話相談	0858-26-9807	夜間(毎日 17:15～8:30) 休日(土・日・祝日 24時間)
------------	--------------	--------------------------------------

(3) 鳥取県男女共同参画センターよりん彩(女性問題の不安や悩みの相談窓口)

		電話番号	相談時間
中部	センター相談室	0858-23-3939	火～日曜日：9～17時
東部	東部相談室	0857-26-7887	月～金曜日(第3木曜日を除く):9～12時、 13～17時 第3木曜日:9時～11時30分
西部	西部相談室	0859-33-3955	

(4) 警察

警察総合電話相談 0857-27-9110 (#9110)
警察本部性犯罪110番 0857-22-7110

(5) 各市の婦人相談員

管轄	名称	住所	電話番号
鳥取市	鳥取市児童家庭課	鳥取市富安二丁目 138-4	0857-30-3463
倉吉市	倉吉市子ども家庭課	倉吉市葵町722	0858-22-8120
米子市	米子市市民相談課	米子市加茂町1丁目1	0859-23-5138
境港市	境港市子育て支援課 (保健相談センター)	境港市上道町	0859-47-1077

(6) 暴力をふるってしまった、ふるってしまいそうな方の相談窓口

DV加害者電話相談	0857-22-7867	毎月第3金曜日 18:30~20:30
-----------	--------------	------------------------

※相談窓口の情報は、平成28年4月1日現在の情報です。今後変更の可能性があります。

4 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第三次改訂の経過

平成27年4月	鳥取県DV被害者支援計画策定員会設置
平成27年6月	関係機関への取組状況照会（市町村、一時保護委託施設）
9月	第1回鳥取県DV被害者支援計画策定委員会
9月～10月	各一時保護委託施設への訪問、状況聞き取り
11月	関係機関への取組状況照会（高校、関係機関連絡会の構成機関）
平成28年1月	第2回鳥取県DV被害者支援計画策定員会
2月	パブリックコメントの実施 (平成28年2月25日～3月10日)
3月	第3回鳥取県DV被害者支援計画策定委員会
3月	計画策定、公表

5 用語解説

- DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はそのような関係にあった人から振るわれる暴力であり、それを利用して相手を支配すること。

- デートDV

交際相手からの振るわれる暴力のこと

- 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、以下の機能を有する機関（DV防止法第3条に規定）。鳥取県では、婦人相談所、中部・西部心と女性の相談担当の3か所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけている。

相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供等、保護命令制度利用についての情報提供等、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

- DV予防啓発支援員

市町村、教育現場や地域等においてDV予防啓発を行うことのできる人材のこと。

- 二次的被害

相談・保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者等の不適切な言動により、被害者が傷つき、更なる被害が生じること。

- スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

- ケースワーク

社会生活上の諸問題に直面して困難な状況に陥っている人に対して、その困難な状況から自立できるように個別に援助していく過程のこと。

- 代理受傷

相談員等の支援者が、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。

- 委託一時保護施設

婦人相談所が、DV被害者等の一時保護を委託する施設。社会福祉施設や民間支援団体に委託して実施している。「シェルター」とも呼ばれる。

- ステップハウス

一時保護施設退所後すぐに自立生活に移れないDV被害者や単身の女性が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設。

鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画 第三次改訂版

平成28年3月

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7869

ファクシミリ 0857-26-7863